

**中小企業金融公庫 CLO (第1回保証型) 優先受益権 (適格機関投資家限定)**

中小企業金融公庫の証券化支援業務のもとで実施される保証型第一号案件

コンタクト増田 厚 (03)5408-4100
アソシエイト・アナリスト関 雄介 (03)5408-4100
VP-シニア・クレジット・オフィサー山内 直樹 (03)5408-4100
代表取締役

このプリセール・レポートは、ムーディーズが2004年12月6日までに入手している情報に基づくものである。ムーディーズが発表する予備格付けは、格付け対象の信用力についての予備的な見解に基づくものであり、最終的な検討を行なった後、正式な格付けが決定される予定である。正式な格付けは予備格付けと異なる可能性がある。ムーディーズは格付けの意見およびリサーチをし、出版する会社である。証券の募集・販売、あるいは募集を行う会社の代理業務を行うことはない。また、このレポートは証券の購入、保有、または売却を勧誘・奨励するものではない。

格付け及び取引概要

2004年(平成16年)12月7日、ムーディーズは、中小企業金融公庫が2004年7月から開始した証券化支援業務のもとで実施される保証型第一号案件「中小企業金融公庫 CLO(第1回保証型)」に予備格付けを付与した。

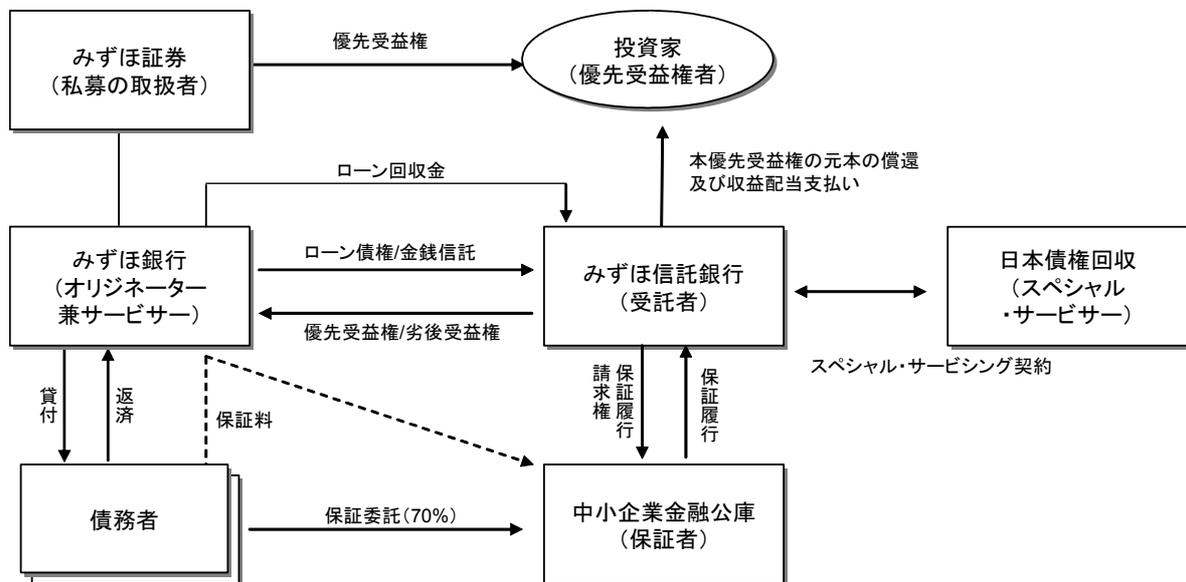
ムーディーズによる格付けは、信託終了日までに投資家が被りうる期待損失に関して付与されたものである。本ストラクチャーは、期日通りの配当支払い並びに信託終了日までの元本の全額償還がなされるように組成されている。

格付け:	(P)Aaa
格付け対象:	中小企業金融公庫 CLO(第1回保証型) 優先受益権(適格機関投資家限定)
予定発行総額:	42,900,000,000 円
予定配当率:	固定
信託開始日:	2004年12月22日
信託終了日:	2012年2月10日
裏付債権:	中小企業向け貸付債権
裏付債権元本総額:	44,732,000,000 円
オリジネーター/サービサー:	株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」)
保証者:	中小企業金融公庫(以下「中小公庫」)
受託者:	みずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」)
スペシャル・サービサー:	日本債権回収株式会社(以下「日本債権回収」)
私募の取扱者:	みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)

格付け見解要約

- ◆ 本証券化取引は多数分散型の中小企業向け貸付債権プールを裏付けとする取引(CLO)であり、貸付債権は当初から証券化することを目的として、オリジネーターが中小企業に対して実行したものである。当該貸付債権には、中小公庫による保証が付されており、貸付の元本残額、未収利息及び遅延損害金の合計額について70%が原則保証される(以下「部分保証」)。
- ◆ 本証券化取引に対する格付けは、以下の理由に基づくものである。
 - 1) 裏付債権プールの信用力及び分散度
 - 2) 裏付債権に付されている中小企業金融公庫による部分保証契約
 - 3) 優先劣後構造及びエクセス・スプレッドにより提供される信用補完水準
 - 4) オリジネーター及び中小企業金融公庫により実施される二重の与信審査
 - 5) 法的側面からみたストラクチャーの強み

スキーム図



ストラクチャー

仕組みの概要

オリジネーターであるみずほ銀行は、一定期間、中小企業に対し貸付の募集を行う。オリジネーター及び保証者である中小公庫は、申込みのあった企業に対して審査を実施し、当該審査を通過した企業に対してオリジネーターは貸付を実行し、中小公庫は貸付に関して部分保証を行う。

オリジネーターは、受託者であるみずほ信託銀行に対して、当該貸付債権及び保証人に対する権利を含む一切の権利を信託譲渡する。信託譲渡にあたっては、金銭消費貸借契約書に確定日付を取得することにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備する。みずほ信託銀行は、オリジネーターに対して優先受益権及び劣後受益権を発行する。劣後受益権は引き続きオリジネーターが保有する一方、優先受益権は私募の取扱者であるみずほ証券を通じて、投資家に販売される。

みずほ信託銀行は、サービサーであるみずほ銀行と信託事務委任契約を締結し、貸付債権のサービシングなどの業務を委託する。また、みずほ信託銀行とスペシャル・サービサーである日本債権回収はスペシャル・サービシング契約を締結し、スペシャル・サービサーは、デフォルト債権について中小公庫から保証の履行がなされた後、当該債権の非保証部分について回収業務を行う。

中小公庫による保証は、オリジネーターと中小公庫の間に締結された保証契約及び中小公庫が交付する各債務者に係る信用保証書に基づきなされ、貸付の元本残額、未収利息及び遅延損害金の合計額の70%が原則保証される。保証の履行は、原則として債務者の期限の利益喪失(後述)後60日を経過してなお債務の履行がなされない場合に、オリジネーターが中小公庫に対して保証履行請求を行い、中小公庫は保証履行請求が行われた日の属する月の2ヵ月後の末日に代位弁済金の支払いを行う。

ウォーターフォール

利息回収金

- 1) 公租公課、諸費用の支払い
- 2) 優先受益権の予定配当の支払い
- 3) デフォルト債権で保証されなかった額と同額の元本回収金への振替(デフォルト・トラップ)
(デフォルト・トラップで振替に不足が生じた場合、次期計算日で振替が行われる。)
- 4) 劣後受益権の配当の支払い

元本回収金

- 1) 諸費用、優先受益権の配当支払いに不足があった場合に、当該不足分の支払い
- 2) 優先受益権の元本償還の支払い
- 3) 優先受益権の残高がゼロになったことを条件に、劣後受益権の元本償還の支払い(シーケンシャル・ペイメント構造)

加速度償還事由

加速度償還事由が発生した場合、劣後受益権の配当支払いは停止され、優先受益権の元本償還に充当される(フル・トラップ)。主な加速度償還事由は以下のとおりである。

- 信託事務受任者交替事由が発生した場合
- オリジネーターであるみずほ銀行の長期預金格付けがBa2以下となった場合
- タックス・イベントが発生した場合 など

信託事務受任者交替事由

信託事務受任者交替事由が発生した場合、みずほ信託銀行はサービサーであるみずほ銀行に対し通知を行い、信託事務委任契約を解除することができる。主な信託事務受任者交替事由は以下のとおりである。

- サービサーが回収金の引渡しを行わない場合
- サービサーについて、破産、会社更生手続、民事再生手続、会社整理、特別清算、解散などの申立て、手形交換所による取引停止処分、支払の停止、支払不能又は債務超過などの事由が発生した場合 など

信託事務受任者信用低下事由

信託事務受任者信用低下事由が発生した場合、みずほ信託銀行は、バックアップサービシング契約を締結するため合理的な努力を行う。信託事務受任者信用低下事由は、以下の二つである。

- サービサーであるみずほ銀行の長期預金格付けが Ba2 以下となった場合
- 信託事務受任者交替事由が発生した場合であって、かつ信託事務委任契約が解除されなかった場合

債務者の期限の利益喪失事由

債務者に関する主な期限の利益喪失事由は、以下のとおりである。

- 破産、民事再生手続き、会社更生手続開始、会社整理開始または特別清算開始の申立があった場合
- 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- 債務者の預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知があった場合
- オリジネーターに対する債務の履行を遅滞し、かつオリジネーターから請求通知がなされた場合など

裏付債権

本証券化取引は、当初から証券化を目的としてオリジネーターが中小企業に対し実行し、中小公庫が部分保証を行う無担保貸付債権を裏付けとしている。中小公庫は貸付の元本残額、未収利息及び遅延損害金の合計額の 70%を原則保証する。

貸付概要

- 資金用途： 設備資金、長期運転資金
- 貸付金額： 30 百万円以上、100 百万円以下
- 貸付金利： 固定
- 最終返済期日： 2009 年 12 月 25 日
- 返済方法： 利息/3 ヶ月毎前払い
元本/据置きなし 3 ヶ月毎元金均等返済
- 融資形態： 証書貸付
- 担保： 無担保
- 連帯保証人： 経営者及び実質的に経営を支配している者以外の保証人は不要
- 期限前返済： 原則不可(やむを得ず期限前返済を行う場合は、元金及び未払い利息のほか、利息収入の希薄化を回避するため所定の損害金を支払うことが定められている。)

主な貸付要件

- ◆ 業歴が3年以上の法人であること
- ◆ オリジネーターの行内債務者区分が正常先であること
- ◆ 直近の決算の数値が以下のすべてを満たすこと
 - 経常利益を計上していること
 - 自己資本比率(自己資本/使用総資本)が10%以上であること
 - 有利子負債月商倍率(有利子負債/平均月商)が12倍以内であること
 - 今次申込額の月商倍率(今次申込額/平均月商)が1.2倍以下であること
 - CRD(モデルII)¹による評点が46点以上であること
- ◆ オリジネーターの与信暦が原則として2年以上であること
- ◆ オリジネーターの審査及び中小公庫の審査をともに通過すること など

裏付債権プール概要

債務者数:	756社
債権元本総額:	44,732,000,000円
1社当たり平均元本金額:	約59,000,000円
加重平均残存期間:	約2.63年

オリジネーター/サービサー

オリジネーター兼サービサーであるみずほ銀行(A1/Prime-1/D-)は、株式会社みずほフィナンシャルグループの100%子会社である。みずほフィナンシャルグループは日本国内最大の金融グループである。2004年3月末現在におけるみずほ銀行の連結ベースでの資産残高は、約69兆9,615億円、資本金は6,500億円であり、同時点の、本支店・出張所及び代理店をあわせた営業拠点は642店舗、従業員数は約2万500名である。

ムーディーズは、本取引の格付けに際して、みずほ銀行に対して、オリジネーターとしての貸出時の審査方針、及びサービサーとしての回収体制に関するヒアリングを行った。

1. CRD(Credit Risk Database 中小企業信用リスク情報データベース): 中小企業の資金調達環境の改善を図るべく、金融機関や投資家が中小企業の信用リスクについて信頼性の高い財務指標に基づく定量的評価を行うことを企図して、経済産業省・中小企業庁の主導により平成13年3月に構築された情報インフラ。平成16年12月時点で、信用保証協会や政府系・民間金融機関のほか、中小企業庁・日本銀行・中小企業総合事業団や全国の中小企業再生支援協議会、格付会社・証券会社など180機関が会員として参加している。会員が有する取引先中小企業(信用保証協会の場合は、金融機関から協会に持ち込まれて信用保証を行った先)の財務データ・非財務データおよびデフォルトデータについて情報を収集し①統計情報サービス、②スコアリングサービス、③サンプルデータサービスを提供している。表中のデフォルト率はCRDが提供するスコアリングモデルに基づき算出された、決算後1年以内の「デフォルト確率」である。なお「デフォルト」の定義は、3ヵ月以上の延滞先、実質破綻先・破綻先および保証協会の代位弁済先を示す。
(CRD 運営協議会のウェブサイト <http://www.crd-office.net/CRD/index2.htm>)

保証者

保証者である中小公庫(長期債務格付けA2)は、1953年(昭和28年)8月に中小企業金融公庫法を根拠法として、全額政府出資により設立された中小企業専門の政策金融機関である。中小公庫の資本金は政府出資に限定されており、また、中小公庫は、経済産業大臣及び財務大臣による監督を受けている。

2004年3月末現在、総貸付残高は7兆5,940億円、職員数2120人、店舗数61営業部店、代理店数549店からなる。

中小企業金融公庫法の改正(2004年4月14日成立、2004年7月1日施行)を受け、中小公庫の業務は、(1)融資業務、(2)証券化支援業務、(3)信用保険業務の3本柱により構成されることとなった。中小公庫による証券化スキームは、上記(1)及び(2)の業務に含まれるものである。(1)の融資業務では、中小公庫が従来から行っている中小企業に対する融資業務に加えて、中小企業への貸付債権や中小企業から取得した無担保社債の証券化を行う(「自己型」証券化スキーム)。また、(2)の証券化支援業務では、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みの支援として、民間金融機関等から譲り受けた貸付債権の証券化(「買取型」証券化スキーム)、民間金融機関等の貸付時の部分保証、証券化商品の一部買取りや債務の保証(「保証型」証券化スキーム)を行う。

本取引は、(2)の証券化支援業務のもとで、「保証型」証券化スキーム第1号案件として組成されるものである。2004年3月26日に成立した平成16年度の中小公庫予算によると、証券化を前提とした民間金融機関等の貸付等に対する債務の保証規模は630億円である²。

中小公庫による保証の主な免責事由は以下のとおりである。

- 中小企業金融公庫法第2条に定める中小企業者の要件を満たさなかった場合
- 資金使途に違反があった場合
- 貸付金額が本証券化取引の貸付金額の範囲外であった場合 など

格付け見解

本取引は、多数分散型の中小企業向け貸付債権プールを裏付けとする証券化取引(CLO)である。本取引においては、すべての裏付債権に中小公庫による原則70%の部分保証が付されている。

ムーディーズの格付けは、格付け対象の投資家が被る期待損失率をもとに付与される。ムーディーズは本取引の信用補完のサイジングを行うに当たり、通常のコレタブル債権の証券化取引と同様に、裏付債権プールのデフォルト率の推定を行った後、一旦貸付債権に中小公庫による部分保証が付されていないと仮定して信用補完のサイジングを行った。その後、部分保証の影響を考慮した場合の信用補完のサイジングを行い、エクセス・スプレッド等の付加的信用補完の分析を加えた。

1. 裏付債権プールのデフォルト率の推定

本取引の裏付債権プールは、証券化を目的として募集された、前述の貸付要件を満たす債務者向けの貸付債権で構成されている。通常のコレタブル債権のような多数分散型プールであれば、オリジネーターが保有する過去のデフォルト率実績データから裏付債権プールのデフォルト率を推定する方法が採られるが、本裏付債権プールの場合には多数分散型であるものの、証券化を目的に一定の貸付要件のもとで新たに募集されたものであることから、オリジネーターが保有する貸付債権ポートフォリオの過去実績データがそのまま使える

2. 中小公庫のウェブサイト <http://www.jasme.go.jp/>

とは限らない。本取引では、オリジネーターから過去実績データを入手する代わりに、CRD(モデル II)及びリスクカルク³の2つの計量的デフォルト確率予測モデルを用いて、裏付債権プールのデフォルト率を推定した。各モデルにより算定された債務者の平均デフォルト確率(1年)はそれぞれ0.61%、0.40%であり、その分布は巻末の通りである。

CRD(モデル II)は広範かつ大規模な中小企業データベースに基づいて構築されていることが特徴である一方、リスクカルクは本取引のオリジネーターと同様の複数の大手銀行の顧客である中小企業を対象としたデータベースに基づいて構築され、既に大手銀行の多数のCLO取引において実績を挙げている。ムーディーズは、両モデルの結果をもとに、モデルの算定誤差等を加えて、本裏付債権プールの期待デフォルト率(証券化期間中の平均値)をおよそ年率0.7%と推定した⁴。

2. 優先受益権のサイジング(部分保証の考慮前)

裏付債権に部分保証が付されていないと仮定した場合の信用補完のサイジングは、通常の多数分散型プールの証券化取引における場合と特に変わらない。ムーディーズは信用補完のサイジングを行うに当たり、裏付債権プールの分散度、及び債務者間の相関を重視する。

本裏付債権プールは、債務者数が756社と比較的多数で構成される上に、最大債務者の構成比率が通常のリース債権取引の水準よりも低い0.22%にとどまることから、企業向けエクスポージャーを裏付けとする証券化取引としては理想的な分散型プールといえる。また、本裏付債権プールは、巻末に示される通り、高い業種分散及び地域分散が図られているため、ムーディーズは、債務者間の相関(ポートフォリオ全体の平均的なアセット相関)を他の大手銀行のCLOや大手リース会社のリース債権ABSと特に変わらない水準と見ている。以上の分析の結果、ムーディーズは、本取引に関して、Aaa倍率を6.5倍と想定し、劣後比率を11.9%(=年率0.7%×加重平均期間2.625年×Aaa倍率6.5)と見積もった。但し、エクセス・スプレッドなどその他のファクターは以下の4.で考慮する。

またムーディーズは、本取引を通常のCDOアプローチでも評価した。裏付債権プールの分散指数(Diversity Score)85を用いて二項展開メソッドから算定した劣後比率は11.7%であり、上記の結果とほぼ同じ水準となった。

3. 部分保証を考慮した優先受益権のサイジング

本取引の特徴は、前述の通り、裏付債権に中小公庫による原則70%の部分保証が付されていることである。もし中小公庫の部分保証が確実に履行されると仮定すれば、本取引の劣後比率は3.6%(11.9%×30%)で十分と考えられる。しかし実際には、中小公庫(長期債務格付けA2)が部分保証を履行せず、裏付債権プールに発生する損失額が増加する可能性が僅かながら存在することを考慮する必要がある。

ここでは、本取引の劣後比率は、(1)中小公庫の部分保証が確実に履行されると仮定した場合の劣後比率(3.6%)に、(2)中小公庫の部分保証の信用力に対応する部分、を上乗せしたものと整理する。

(2)の中小公庫の部分保証に関する上乗せ部分を考えるに当たっては、以下の3つの要素が重要である。

3. リスクカルク日本版: リスクカルクはムーディーズKMV社の商品である。詳しくは、「Moody's RiskCalc™ For Private Companies: Japan (December 2001)」(日本語訳「ムーディーズ・リスクカルク非上場企業日本版(2002年2月)」)を参照のこと。
4. ムーディーズのスペシャル・レポート「リスクカルク非上場企業日本版を使った中小企業CLOの格付け手法(2003年2月)」及び「計量的デフォルト確率予測モデルによる日本の中小企業CLOの評価に関するムーディーズの追加コメント(2003年6月)」を参照のこと。

(i) 裏付債権プールのアモチゼーション効果

裏付けとなる貸付債権の元本返済スケジュールは3ヵ月毎の均等返済であり、時間が経過するほど元本残高が減少する仕組みとなっている。従って、中小公庫の信用力が悪化方向に向かい、最終的に部分保証の履行が行えなくなったとしても、その時までには裏付債権プールの元本残高が既に減少している可能性が高く、その後の保証不履行による影響は小さいものととらまる。

(ii) 中小公庫による保証の履行能力

前述の通り、中小公庫の保証業務は証券化支援業務の一つとして実施されるものであり、政府の中小企業向け資金供給の円滑化に対する強いコミットメントのもとで行われている。ムーディーズは、中小公庫における保証履行に必要な予算が、環境の変化が起こったとしても当面は継続的に確保される可能性が高く、本取引は(i)のアモチゼーション効果を享受しやすいと考えている。

(iii) 信用補完の共有

中小公庫による部分保証は、中小公庫の信用力に支えられ非常に高い確率での履行が見込まれる上、たとえ中小公庫の保証不履行が発生したとしても、必ずしもその時に裏付債権プールの累積デフォルト率が著しく上昇しているとは限らないことに注意が必要である。逆に、裏付債権プールの累積デフォルト率が著しく上昇している時に、必ずしも中小公庫が保証不履行を起こすとは限らないことも同様である。従って、(1)と(2)の合計を求める際には、(1)の一部が(2)として利用できる可能性があることを考慮してサイジングを行うことが合理的である。ムーディーズは、累積デフォルト率と中小公庫の信用力の間に一定の相関を仮定して分析を行った。

ムーディーズは、上記の3要素を考慮したモデル化を行い、本取引の劣後受益権比率(約4.1%)は、優先受益権にAaaを付与するために十分であるとの結論に達した。

4. その他の要素

(i) エクセス・スプレッド

本取引においては、前述のデフォルト・トラップにより、エクセス・スプレッドの一部を信用補完として考慮することが可能である。信用補完としてのエクセス・スプレッドを算定するに当たっては、デフォルト債権の発生が一時期に集中することにより、デフォルト・トラップされるエクセス・スプレッドが不足する可能性や、デフォルト債権の元利払いが停止してから中小公庫の保証履行が優先受益権の元本返済に充当されるまでの間に相当するネガティブ・キャリー(金利収支のマイナス)を考慮する必要がある。

本取引における劣後受益権比率(約4.1%)は、エクセス・スプレッドの効果を織り込む前においても、優先受益権にAaaを付与するために十分であるとムーディーズは考えている。さらに、実際には一定のエクセス・スプレッドを信用補完として考慮することができるため、当該エクセス・スプレッドを本取引の付加的な強みとして考えることが適当である。

(ii) 保証の免責

中小公庫による保証の免責事由に該当するデフォルト債権については、オリジネーターによる賠償あるいは買戻しが行われる規定となっている。オリジネーター(無担保長期債務格付けA1)がデフォルトした場合には、当該債権の賠償あるいは買戻しが行われず、債権プールの損失が増加すると考えられるが、そもそも保証の免責事由に該当する債権が発生する可能性が限定的である上、オリジネーターのデフォルトが発生する確率も極めて低いことから、当該リスクに対して必要な信用補完はほぼゼロに近いとムーディーズは算定した。

(iii) デフォルト後の回収

本取引では、デフォルト債権のうち中小公庫の保証対象額部分については中小公庫が求償権を持つが、残りの部分に関する権利は信託が引き続き保有する。当該部分の回収に関しては、信託から委託を受けたスペシャル・サービサーが実施する。ムーディーズは、スペシャル・サービサーによる回収がほとんど見込めないという保守的な仮定のもとで信用補完のサイジングを行ったため、回収が成功する可能性を本取引の強みとして考えることが可能である。

(iv) コミングリング・リスク

ムーディーズは、サービサーにより回収される資金に、コミングリング・ロスが発生する可能性について検討を行った。コミングリング・リスクの評価は、サービサーの信用力、サービサーにおける回収資金の滞留期間及び金額、コミングリングを回避させる外部サポートなどの要因を考慮して行う必要がある。ムーディーズは、サービサーであるみずほ銀行の信用力に加え、格付けトリガーによるバックアップサービサーの手当ての開始、回収金が滞留する期間の長さ、当該回収金が仕掛り中の決済資金として預金保険制度による保護の対象になる可能性等を鑑み、コミングリング・リスクに対して必要な信用補完はほぼゼロであると判断している⁵。

(v) 相殺リスク

相殺リスクについては、オリジネーターの預金が不払いとなる蓋然性がそもそも低い上に、当初からすべての債務者に関して、債権譲渡に関する確定日付ある証書による異議を留めない承諾を取得する他、金銭消費貸借契約において相殺禁止条項を加える等の手当てがなされている。従って、ムーディーズは本取引において相殺リスクが顕在化する確率は極めて低いと判断している。

流動性

本取引において、裏付債権の利息は3ヶ月前払いで支払われる一方、受益権の配当は3ヶ月後払いで支払われる。ムーディーズは、当該回収金の引渡しスケジュールに加え、サービサーの信用力や回収金が預金保険制度⁶による保護の対象になる可能性を考慮した結果、本取引の流動性は十分に確保されていると判断した。

5. 日本の証券化取引のコミングリング・リスクに関するムーディーズの考え方については、ムーディーズのスペシャル・レポート「日本の証券化取引におけるコミングリング・リスクと信用補完の考え方(2004年10月)」を参照のこと。

6. ムーディーズのスペシャル・レポート「決済用預金の一部を日本の証券化商品の適格預金口座として認定(2004年5月)」を参照のこと。

裏付債権プール属性データ

CRD1年デフォルト率別構成比率

デフォルト率	社数	構成比率 (社数)	金額	構成比率 (金額)
0.05%以下	3	0.4%	116,000,000	0.3%
0.05%超～0.10%以下	6	0.8%	266,000,000	0.6%
0.10%超～0.20%以下	39	5.2%	2,105,000,000	4.7%
0.20%超～0.30%以下	83	11.0%	4,003,000,000	8.9%
0.30%超～0.40%以下	102	13.5%	5,166,000,000	11.5%
0.40%超～0.50%以下	105	13.9%	6,315,000,000	14.1%
0.50%超～0.60%以下	103	13.6%	6,227,000,000	13.9%
0.60%超～0.70%以下	71	9.4%	3,979,000,000	8.9%
0.70%超～0.80%以下	71	9.4%	4,509,000,000	10.1%
0.80%超～0.90%以下	56	7.4%	3,651,000,000	8.2%
0.90%超～1.00%以下	38	5.0%	2,740,000,000	6.1%
1.00%超	79	10.4%	5,655,000,000	12.6%
合計	756	100.0%	44,732,000,000	100.0%

リスクカルク1年デフォルト率別構成比率

デフォルト率	社数	構成比率 (社数)	金額	構成比率 (金額)
0.05%以下	15	2.0%	705,000,000	1.6%
0.05%超～0.10%以下	34	4.5%	1,706,000,000	3.8%
0.10%超～0.20%以下	103	13.6%	5,489,000,000	12.3%
0.20%超～0.30%以下	148	19.6%	8,830,000,000	19.7%
0.30%超～0.40%以下	169	22.4%	10,441,000,000	23.3%
0.40%超～0.50%以下	145	19.2%	9,153,000,000	20.5%
0.50%超～0.60%以下	44	5.8%	2,334,000,000	5.2%
0.60%超～0.70%以下	25	3.3%	1,520,000,000	3.4%
0.70%超～0.80%以下	18	2.4%	1,188,000,000	2.7%
0.80%超～0.90%以下	16	2.1%	1,049,000,000	2.3%
0.90%超～1.00%以下	12	1.6%	782,000,000	1.7%
1.00%超	27	3.6%	1,535,000,000	3.4%
合計	756	100.0%	44,732,000,000	100.0%

貸付金額別構成比率

貸付金額	社数	構成比率 (社数)	金額	構成比率 (金額)
3,000万円	225	29.8%	6,750,000,000	15.1%
3,000万円超 - 4,000万円以下	46	6.1%	1,784,000,000	4.0%
4,000万円超 - 5,000万円以下	207	27.4%	10,283,000,000	23.0%
5,000万円超 - 6,000万円以下	22	2.9%	1,290,000,000	2.9%
6,000万円超 - 7,000万円以下	17	2.2%	1,185,000,000	2.6%
7,000万円超 - 8,000万円以下	19	2.5%	1,499,000,000	3.4%
8,000万円超 - 9,000万円以下	3	0.4%	268,000,000	0.6%
9,000万円超 - 1億円以下	217	28.7%	21,673,000,000	48.5%
合計	756	100.0%	44,732,000,000	100.0%

ムーディーズ業種別構成比率

ムーディーズ業種	社数	構成比率 (社数)	金額	構成比率 (金額)
自動車	7	0.9%	490,000,000	1.1%
銀行	0	0.0%	0	0.0%
飲料・食品・タバコ	22	2.9%	1,340,000,000	3.0%
建設	91	12.0%	5,339,000,000	11.9%
不動産	41	5.4%	2,943,000,000	6.6%
化学・プラスチック・ゴム	13	1.7%	741,000,000	1.7%
容器・包装・ガラス	2	0.3%	120,000,000	0.3%
日用品・非耐久消費財(メーカーのみ)	0	0.0%	0	0.0%
コングロマリット-製造	0	0.0%	0	0.0%
コングロマリット-サービス	0	0.0%	0	0.0%
天然資源・貴金属・鉱物	8	1.1%	570,000,000	1.3%
エレクトロニクス	41	5.4%	2,565,000,000	5.7%
金融	0	0.0%	0	0.0%
投資仲介・証券	0	0.0%	0	0.0%
ヘルスケア・教育・保育	2	0.3%	130,000,000	0.3%
調度品・耐久消費財	4	0.5%	210,000,000	0.5%
保険	0	0.0%	0	0.0%
レジャー・娯楽	0	0.0%	0	0.0%
機械(建設、エレクトロニクス用を除く)	86	11.4%	5,294,000,000	11.8%
鉱業・製鉄・非鉄金属	21	2.8%	1,260,000,000	2.8%
石油・ガス	0	0.0%	0	0.0%
ソフトウェア・ビジネスサービス	36	4.8%	1,822,000,000	4.1%
飲食・その他サービス	87	11.5%	4,838,000,000	10.8%
印刷・出版	37	4.9%	1,909,000,000	4.3%
運送	38	5.0%	2,047,000,000	4.6%
商社	105	13.9%	5,857,000,000	13.1%
小売	75	9.9%	5,012,000,000	11.2%
通信	1	0.1%	100,000,000	0.2%
繊維・皮革	30	4.0%	1,565,000,000	3.5%
旅客輸送	0	0.0%	0	0.0%
鉄道	0	0.0%	0	0.0%
公益事業	0	0.0%	0	0.0%
放送・娯楽	9	1.2%	580,000,000	1.3%
その他	0	0.0%	0	0.0%
合計	756	100.0%	44,732,000,000	100.0%

地域別構成比率

地域	社数	構成比率 (社数)	金額	構成比率 (金額)
東京都	397	52.5%	23,256,000,000	52.0%
大阪府	63	8.3%	4,030,000,000	9.0%
神奈川県	62	8.2%	3,419,000,000	7.6%
埼玉県	27	3.6%	1,568,000,000	3.5%
千葉県	19	2.5%	1,137,000,000	2.5%
京都府	13	1.7%	840,000,000	1.9%
北海道	12	1.6%	498,000,000	1.1%
福岡県	12	1.6%	790,000,000	1.8%
福島県	11	1.5%	760,000,000	1.7%
兵庫県	11	1.5%	666,000,000	1.5%
静岡県	10	1.3%	550,000,000	1.2%
愛知県	9	1.2%	479,000,000	1.1%
茨城県	9	1.2%	590,000,000	1.3%
長野県	9	1.2%	540,000,000	1.2%
群馬県	8	1.1%	374,000,000	0.8%
その他	84	11.1%	5,235,000,000	11.7%
合計	756	100.0%	44,732,000,000	100.0%

売上高別構成比率

売上高	社数	構成比率 (社数)	金額	構成比率 (金額)
5億円以下	111	14.7%	3,757,000,000	8.4%
5億円超～10億円以下	224	29.6%	10,518,000,000	23.5%
10億円超～15億円以下	147	19.4%	9,585,000,000	21.4%
15億円超～20億円以下	76	10.1%	4,855,000,000	10.9%
20億円超～25億円以下	51	6.7%	3,852,000,000	8.6%
25億円超～30億円以下	32	4.2%	2,590,000,000	5.8%
30億円超～35億円以下	25	3.3%	1,915,000,000	4.3%
35億円超～40億円以下	21	2.8%	1,900,000,000	4.2%
40億円超～45億円以下	14	1.9%	1,160,000,000	2.6%
45億円超～50億円以下	11	1.5%	980,000,000	2.2%
50億円超	44	5.8%	3,620,000,000	8.1%
合計	756	100.0%	44,732,000,000	100.0%

著作権表示©2004年 Moody's Investors Services, Inc. および(あるいは)Moody's Assurance Company, Inc.を含むムーディーズに対するライセンサー(以下総称して「ムーディーズ」という)

本書に記載する情報はすべて、著作権法により保護されており、いかなる人物も、いかなる形式、方法、手段によっても、これらの情報(全部、一部を問わず)を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複写、もしくはその他の方法により再生、複製、送付、譲渡、頒布、配布、転売、またはこれらの目的で使用するために保管することはできません。本書に記載する情報はすべて、ムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人間および機械による誤り、ならびにその他の要因があり得るため、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証もつけない「現状有姿」で提供しており、とりわけ、これらの情報の正確性、速報性、完全性、商品性、および特定の目的への適合性についてはいかなる表示または保証(明示的、黙示的を問わず)も行いません。ムーディーズはいかなる状況においても、またいかなる人物または法人に対しても、以下の(a)(b)について一切責任を負いません。(a)これらの情報の入手、収集、編纂、分析、解釈、伝達、公表、配布に関わる誤り(不注意によるか、その他によるかを問わず)またはその他の状況や偶発事象により(全部、一部を問わず)引き起こされ、発生し、もしくはそれらに關係する損失または損害(このような損失や損害がムーディーズ、あるいはその取締役、役員、従業員あるいは代理人の支配力が及ばない事態に起因するかどうかを問わない)。(b)これらの情報の使用または使用の不可能により発生する、あらゆる種類の直接的、間接的、特別、二次的、要補償、または付随的損害(このような損害には逸失利益を含む。またこのような損害の可能性についてムーディーズが事前に通告を受けたかどうかを問わない)。本書に記載される信用格付けおよび財務報告分析(含まれる場合は)、ムーディーズの意見の表明であり、またそのようにのみ解釈されるべきであり、これを事実の表明、もしくは証券の購入、売却または保有の推奨とみなしてはなりません。ムーディーズは、いかなる形式、または方法によっても、これらの格付けもしくはその他の意見または情報の正確性、速報性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、いかなる保証(明示的、黙示的を問わず)も行っておりません。本書に記載する情報の利用者またはその代理人は、投資決定において、それぞれの格付けまたはその他の意見を、一つの要因としてのみ取り扱うべきです。従って、各利用者は購入、保有または売却を検討する各証券、ならびに各証券の発行者、保証人、および信用補完提供者について、自ら研究・評価しなければなりません。

ムーディーズは、ムーディーズが格付けを行っている債券(社債、地方債、債券、手形、CPを含む)および優先株式の発行者の大部分は、ムーディーズが行う評価・格付けサービスに対して、ムーディーズが格付けを付与するのに先立ち、1500ドル~230万ドルの手料をムーディーズに支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、Moody's Corporation(MCO)および同社が全額出資する信用格付け会社 Moody's Investors Service(MIS)は、MISの格付けと格付け過程の独立性を確保するための方針と手続きを維持しています。MCOの取締役と格付け対象会社との間の何らかの利害関係の存在、およびMISから格付けを付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している企業に関する情報は、ムーディーズのウェブサイトwww.moody's.comの"Shareholder Relations-Corporate Governance-Director and Shareholder Affiliation Policy"の項に毎年、掲載されます。(本著作権表示は米国で印刷された)。